

# 公立化後における授業料免除制度等について(草案)

資料 8

## ■大学が運営する経済支援制度(案)について

【一人ひとりの頑張る気持ちを経済的に支援】\*開かれた大学として、魅力ある優秀な人材が集まる大学とする

No	目的	制度名【種類】	支給額(目安)	人数	①対象課程 ②資格・条件	現行制度との関係
1	優秀学生への支援	優秀学生奨学金制度 【給付型奨学金】	年間一定額の授業料を支援 【第1種】(今後検討) 【第2種】(今後検討)	資格を満たす者の中で選考で選ばれた者 第1種:各学年4(4)名 第2種:各学年8(4)名を上限とする。 ※( )は大学院	①大学(学士課程の2、3、4年)、大学院(修士課程) ②【第1種】各学科上位1%程度である者 【第2種】各学科上位3%程度である者 ※大学は前年度のGPA及びGPSを判定基準とする ※大学院は学部4年間のGPA及びGPSを判定基準とする	新たな導入制度
2	〃	大学院生優秀者授業料減額制度 【授業料減免】	年間授業料の半額を減額	若干名	①大学院(博士後期課程) ②学業等優秀と認められた者	現行制度の継続
3	優秀学生かつ経済的事由者への支援	経済的理由による授業料減免 【授業料減免】	年間授業料の半額	70人を上限とする ※5%を想定	①大学、大学院 ②経済的理由により授業料の納付が著しく困難であり、かつ学業成績優秀と認められる者	新たな導入制度
4	〃	経済的理由による授業料徴収猶予 【授業料徴収猶予】	(設定期間内に完納する)	制限無し	①大学、大学院 ②経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ学業成績優秀と認められる者	現行制度の継続
5	グローバルを目指す学生への支援	海外研修等支援奨学金 【給付型奨学金】	(今後検討) ※海外研修プログラムごとに設定	毎年度毎、プログラム毎に決定	①大学、大学院 ②本学の学部又は大学院の正規の課程に在籍する学生で、次のいずれかに該当する者の中から選抜 1.TOEIC等で一定点数以上を獲得している者、又はそれに準ずる英語力を有する者 2.学部在籍する2年生以上の学生においては、前年度までのGPA及びGPS又は成績評価係数が一定以上の者 3.学長が特別に認めた者	現行制度の継続
6	自然災害時等の経済的支援	自然災害被災学生に対する授業料等減免 【授業料等減免】	・入学検定料の全額 ・入学金の全額又は半額 ・年間授業料の全額又は半額	予算の範囲内	①大学、大学院(入学試験出願者、新入生、全学生) ②学生本人、受験者本人または主たる家計支持者が災害救助法適用地域に居住し、原則として公的機関が発行する「罹災証明書」(又はその写し)が提出できる者	現行制度の継続
7	学資負担者緊急事由時の経済的支援	学資負担者の状況急変等緊急理由による授業料減免 【授業料減免】	年間授業料の全額又は半額	予算の範囲内	①大学、大学院 ②授業料の各期ごとの納期前6ヶ月以内(新入生に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前1年以内)において、学資負担者が死亡し、又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、授業料の納付が著しく困難であると認められる場合。または、これに準ずる場合であって、学長が相当と認める理由がある場合。	新たな導入制度

## ■その他の制度(想定案)

- 諏訪地域6市町村内にある企業へ就職した者に対する支援制度【奨学金返還補助】
  - ・大学院(修士課程)を修了または学士課程を卒業した者のうち、日本学生支援機構の奨学金貸与を受け、諏訪地域6市町村内の企業に就職した者に対して一定数以内で、奨学金の返還の一部補助を行う。
- 諏訪地域6市町村出身者特待制度【給付型奨学金】
  - ・学士課程の2、3、4年生のうち、諏訪地域6市町村在住者(※注)に対して、成績優秀者に給付型奨学金を支給する。

※注)「諏訪地域6市町村在住者」とは、入学を許可された学生または当該学生の配偶者もしくは一親等の親族で、入学手続完了日の1年前から引き続き諏訪地域6市町村に住所を有することが住民票または戸籍謄本等で確認できる者をいう。